

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第5条の2中「平成29年1月31日」を「平成34年1月31日」に改める。
- (2) 附則第14条の3第2項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改め、同条第3項及び第4項中「当該自動車」を「当該軽自動車」に、「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成28年度」を「平成29年度」に改める。
- (3) 附則第18条の9を附則第18条の10とし、附則第18条の8第2項第1号中「附則第18条の8第1項」を「附則第18条の9第1項」に改め、同項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7」に、「附則第18条の8第1項」を「附則第18条の9第1項」に改め、同項第3号中「附則第18条の8第1項」を「附則第18条の9第1項」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第18条の8第1項」を「附則第18条の9第1項」に改め、同条第3項中「第28条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の8第3項」を「附則第18条の9第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第4条の4第1項、附則第4条の6第1項、附則第4条の6の2第1項及び附則第4条の7」を「並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6

の2第1項及び第4条の7」に、「附則第18条の8第3項」を「附則第18条の9第3項後段」に改め、「、第28条の9第1項中「第28条第4項」とあるのは「附則第18条の8第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第18条の8第3項」を「附則第18条の9第3項後段」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の8第3項」を「附則第18条の9第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の8第3項」を「附則第18条の9第3項前段」に改め、同条を附則第18条の9とする。

(4) 附則第18条の7の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の8 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第7項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第7項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第4項に規定する特例適用利子等については、第28条及び第28条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第28条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とある

のは「所得割の額及び附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第9項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第8項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第5項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第28条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第28条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第9項(外国居住者等所得相互免除法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条の2第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
  - (1) 第28条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第28条の6から第28条の8まで、第28条の9第1項並びに附則

第4条の4第1項、第4条の6第1項、第4条の6の2第1項及び第4条の7の規定の適用については、第28条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、同条第1号中「課税山林所得金額」とあるのは「課税山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、第28条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段並びに第28条の8、第28条の9第1項並びに附則第4条の4第1項、第4条の6第1項及び第4条の6の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第4条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の8第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の8第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条の2の改正規定 公布の日

(2) 附則第14条の3の改正規定及び次項の規定 平成29年4月1日

(3) 附則第18条の9を附則第18条の10とする改正規定、附則第18条の8の改正規定及び同条を第18条の9とし、附則第18条の7の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定 平成29年1月1日

### (軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の札幌市税条例附則第14条の3の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度以前の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

### (個人の市民税に関する経過措置)

3 改正後の札幌市税条例附則第18条の8の規定は、平成29年4月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項に規定する特例適用利子等、同法第12条第7項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第4項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第9項に規定する特例適用配当等、同法第12条第8項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第5項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

### (理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、日本国居住者が台湾に所在する法人等を通じて国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る課税の特例を導入するとともに、軽自動車税についてグリーン化特例の適用期限を1年延長するほか、法人市民税について法人税割の税率の特例期間が満了することから、これを5年間延長するため、本案を提出する。